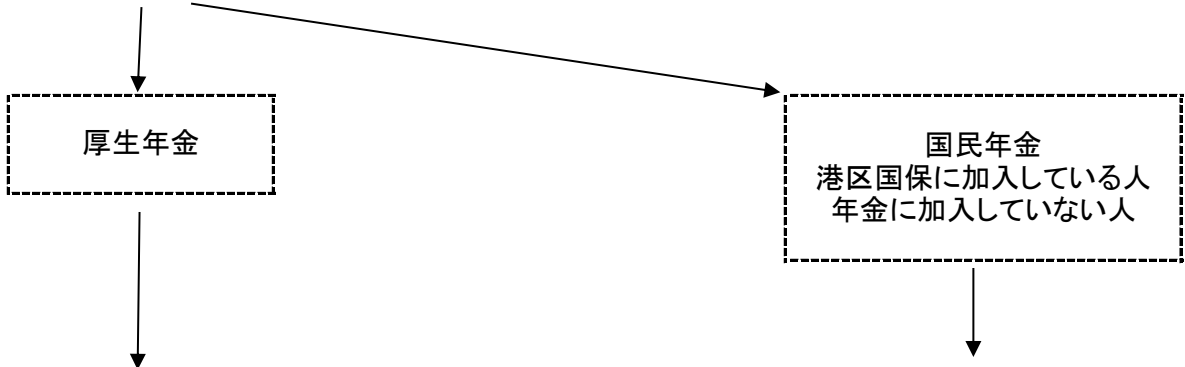


# 加入年金の証明について

受給者が加入している年金の種類により、加入している年金についての証明種類の提出が必要となります。以下のフローチャートを確認いただき、必要な方は該当する証明書類をご提出ください。

・受給者が加入している年金は？



・受給者が加入している健康保険は？  
(お持ちの健康保険証をご確認ください)

加入年金についての証明書類の提出は不要です。

『国民健康保険組合』に該当する人  
【例】  
・東京都医師国民健康保険組合  
・東京都弁護士国民健康保険組合  
・東京土建国民健康保険組合  
・東京理容国民健康保険組合  
・東京美容国民健康保険組合  
・東京食品販売国民健康保険組合  
・東京芸能人国民健康保険組合 など  
・その他、東京以外の国民健康保険組合に加入している人

以下①～⑦に該当する人  
①健康保険組合  
②全国健康保険協会  
③私立学校教職員共済  
④全国土木建築国民健康保険組合  
(※東京土建国民健康保険組合は④に該当しません)  
⑤日本郵政共済組合  
⑥文部科学省共済組合(大学等支部に限る)  
⑦共済組合員証のうち勤務先が独立行政法人であることが明らかなもの

裏面の「年金加入証明書」に勤務先で証明を受けた上でご提出ください。

受給者の「健康保険証のコピー」を現況届の裏面に添付してください。

※裏面の「年金加入証明書」の提出は不要です。

# 加入年金証明書

下記のとおり厚生年金に加入していることを証明します。

氏名		生年月日	・	・
加入年金名	厚生年金			
過去1年の加入状況	継続中（ 年 月）から加入			

## 【証明者】

証明年月日 年 月 日

事業所所在地

事業所名

事業主名又は  
年金取扱担当者名 印

連絡先電話番号 ( )

## 【ご注意】

※事業主または会社の年金取扱い担当者に記入してもらってください。  
※この証明は、被保険者が港区で児童手当を受給する為に、年金の加入状況について証明するものです。被保険者が職場から児童手当が支給される公務員の場合は証明しないでください。  
※退職後任意に継続している方は、証明できませんのでご注意ください。

## 事業主の方へ

加入年金証明書は児童手当の認定の為に必要な書類です。社員・従業員の方が加入年金証明書の提出が必要な方に該当する場合は、お手数ですがこの証明書をご記入いただくようお願いいたします。

《お問い合わせ先》 港区子ども家庭課子ども給付係 TEL 3578-2111(内線2430～2433)